

# 玉名温泉観光大使就任企画事業業務委託プロポーザル実施要領

## 1 業務委託名

玉名温泉観光大使就任企画事業業務委託

## 2 目的

玉名の温泉むすめ「玉名満美」を絡め、本市の観光資源を目的に訪れる従来の観光客層に加え、新規観光客誘致宣伝活動として効果的な情報発信を行い、玉名市の認知度向上及び地域活性化を図る。

## 3 業務委託の内容

- ①キャラクターを大使等に就任させるイベントを企画し、効果的な情報発信を行う
- ②キャラクターを通じて本市の魅力を宣伝する取り組み
- ③コンテンツマーケティングの実施

## 4 業務委託限度額

939,000円(税込)

※ただし、所要経費一括管理による事務の簡素化・省力化を図るため、関係業者への支出が主となる項目もある。

## 5 業務委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

## 6 委託条件

- ①印刷物に関しては、玉名市内の印刷業者を利用すること  
ただし、金額によってはこの限りではない。
- ②採用業者の企画内容・デザイン・写真等の著作権等は、玉名市に帰属すること
- ③印刷物等作成終了後、製作データおよび完成データを提出すること
- ④本市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

## 7 提出物(以下のものを4部、提出すること)

- ①企画提案書の概要(様式第2号)
- ②企画書(様式自由)  
企画書は40ページ以内とし、データでの提出は認めない。
- ③概算見積書(様式自由)
- ④類似業務実績(様式自由、記載があれば会社案内でも可能)
- ⑤業務体制図(様式自由)
- ⑥結果通知用の返信用封筒(切手を貼り付けておくこと)

## 8 選定基準

事業企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。

## 9 その他特記事項

- ①提出された書類は返却しない。
- ②提出する企画提案書の提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。
- ③玉名温泉観光大使就任企画の提案に関する一切の経費は、提案業者負担とする。  
(保証金なし)
- ④虚偽の記載をしたプロポーザル参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した「参加申込書等は無効とする。
- ⑤提案に際して、受注事業者として採用されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- ⑥公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- ⑦プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに15の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。
- ⑧委託料の支払いは全事業終了後の支払いとなる。そのため、時期によっては事業費を委託業者に一度負担してもらったケースが発生するため、事業費の一時的な負担は了承するものとする。

## 10 提出日及び書類審査日

- ① 参加表明書 : 令和6年7月8日(月)午後5時まで (期日厳守。FAX可)
- ② 企画提案書提出日 : 令和6年7月19日(金)午後5時まで (期日厳守。郵送可)
- ③ 書類審査日 : 令和6年7月24日(水)

審査の方法、採点基準等は別紙に定める。

## 11 提出先

所在地 〒865-0025 玉名市高瀬290-1  
担当部署 玉名市産業経済部観光物産課 (玉名商工会館2階)  
担当者 竹ノ下、和田  
電話番号 0968-73-2222  
メール kanbutsu@city.tamana.lg.jp

## 12 質問の受付

委託業務に関する質問は末尾連絡先メールにより受け付ける。

- ① 期限 : 令和6年7月9日(火)午後5時まで
- ② 回答 : 参加表明者全員に対してメールで令和6年7月12日(金)までに回答する。
- ③ 回答を受け、辞退の申し出を行う場合は、電話もしくはメールでの連絡と併せ「参

加辞退届」を提出すること。

### 1.3 委託先の選定

観光物産課内及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約相手先として審査する、書類審査の方法により行う。

### 1.4 採否の通知

採否の結果は、書類審査後3日以内に、提案業者に通知する。なお、審査結果について質問等は受け付けないものとする。

### 1.5 問い合わせ先

所在地 〒865-0025 玉名市高瀬290-1  
担当部署 玉名市産業経済部観光物産課（玉名商工会館2階）  
担当者 竹ノ下、和田  
電話番号 0968-73-2222  
FAX 0968-73-2220  
メール kanbutsu@city.tamana.lg.jp

(別紙)

### 審査について

(1) 企画書について

プロポーザルに伴う企画書は、企画案提出日までに提出した資料にて行うこととし原則資料等の追加は認めない。

(2) 採点基準について

審査は以下の採点表を元を実施する。

項目	配点
<b>【業務理解度】</b>	
●本業務の目的を理解しているか	
・玉名市の観光状況を把握しているか	10
・事業の方向性は的確か	10
<b>【提案内容】</b>	
●提案に的確性、独創性があるか	
・企画内容が優れているか	15
・効果的な情報発信ができているか	10
・継続できる事業内容となっているか	10
・業務内容を十分把握したスケジュールか	5
<b>【類似業務実績の内容】</b>	
・同種又は類似業務の実績があるか	5
<b>【業務体制】</b>	
・組織的な運営体制が整っているか	5
<b>【概算見積】</b>	
・費用対効果	10
<b>【全体評価】</b>	
・質問への回答内容	5
・全体の構成・企画力など	15
<b>合計</b>	<b>100</b>